

委 員 長 報 告 書

さる 12 月 10 日の本会議において、本委員会に付託された

議案第 11 号 橋本市文教施設等維持管理基金条例について

議案第 12 号 橋本市立文教施設利用に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 13 号 橋本市立社会体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例について

議案第 15 号 橋本市温水プール設置及び管理条例の一部を改正する条例について

議案第 16 号 橋本市保健福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例について

議案第 23 号 公の施設の指定管理者の指定について

議案第 24 号 公の施設の指定管理者の指定について

を審査するため、12 月 15 日に委員会を開催し、慎重審査の結果、いずれも全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、以下その概要を報告します。

記

議案第 11 号は、文教施設等の使用料の一部を基金に積み立て、文教施設等の維持管理に要する資金に充てるため、基金を設置するものである。なお、減免制度の見直しに伴い激変緩和措置を設ける施設で徴収した使用料のうち、激変緩和に係る使用料のみを積み立てるものである。

委員から、質疑、意見等はありませんでした。

議案第 12 号は、文教施設の減免基準の見直しに伴い、令和 8 年 9 月末までの経過措置として激変緩和措置を設けるものである。

委員から、河内長野市民及び五條市民における文教施設の利用料金について ただしがあり、河内長野市、五條市及び本市の三市で協定を結んでいる公共施設の相互利用事業（以下「3 市相互利用事業」という。）につい

ては、スポーツ施設の利用料を各市が設定する市内料金でいずれの市民も利用できることとする事業で、河内長野市民及び五條市民は市内料金であるが、文教施設については、この相互利用事業の対象となっておらず、現行の運用通り市外料金をいただくことになる との答弁がありました。

三市の間で、今まで文教施設における 3 市相互利用事業について検討したことはあるか とのただしがあり、文教施設について協議はしていないとの答弁がありました。

激変緩和措置による収入見込み額について ただしがあり、例年の施設利用状況を基に算出すると、約 600 万円の収入増で、うち約 590 万円が文教施設の利用によるものである との答弁がありました。

議案第 13 号は、スポーツ施設の市外料金導入と減免基準の見直しに伴い、令和 8 年 9 月末までの経過措置として激変緩和措置を設けるものである。

委員から、学文路スポーツセンターのテニスコートと伏原テニスコートが激変緩和措置の対象外となっている理由について ただしがあり、両施設における利用者のほとんどが減免の対象ではないため、今回の見直しでは激変緩和措置の対象外としている との答弁がありました。

議案第 15 号は、3 市相互利用事業に基づき、市外料金の対象から河内長野市民及び五條市民を除くものである。

委員から、質疑、意見等はありませんでした。

議案第 16 号は、いきいきルームの維持管理費の増加等に伴い、使用料を税込み 100 円から 200 円に見直しを行うものである。

委員から、維持管理費のうち運営委託料の主な内訳について ただしがあり、施設の管理者や理学療法士等に対する人件費が大部分を占める との答弁がありました。

運営委託料における人件費が高いと感じるが、当該施設においてスポーツジム等の民間の運動施設とは違った特色ある運営は行っているか とのただしがあり、介護予防はもちろんのこと、けがや病気などで身体に障が

いのある方や障がいが発生することが予測される方に対し、基本動作能力の回復や維持、及び障がい悪化の予防を目的に、専門職員による運動療法や物理療法における指導やアンチエイジング教室を開催している。また、障がい者のみの利用日の設定等を行っている　との答弁がありました。

本条例案が可決された場合、使用料の改定に係る周知方法について　ただしがあり、当該施設内において利用者に対し周知するとともに、市ホームページ及び広報においても併せて周知を行う　との答弁がありました。

議案第 23 号は、運動公園の指定管理者として、引き続き公益財団法人橋本市文化スポーツ振興公社を令和 3 年 4 月 1 日から 8 年 3 月 31 日までの 5 年間、引き続き指定するものである。

委員から、過去にプールの利用料金を値上げした際に、利便性も向上すべきとの意見が議会から多く出たが、料金改定後に改良された点はあるかとのただしがあり、プールサイドの床面の張替えにより床面の熱さを軽減し、また軽食の販売も行っている　との答弁がありました。

当該法人の設立当初から今に至るまで公募せずに選定し続けている理由について　ただしがあり、選定にあたりスポーツ関係会社等に市の施設の管理運営業務を委託している他市の状況を聞き取りしたが、長所と短所それぞれあり、また当該法人は市の出捐団体で、設立当初から管理運営業務を委託し、管理運営方法を指定管理者制度への移行後においても、問題なく管理運営していただいていることから選定した　との答弁がありました。

軽食の販売商品と販売売上について　ただしがあり、クレープ、インスタント食品、菓子類等で、売上は令和元年度で 233 万 9,150 円であり、年々伸びていると伺っている　との答弁がありました。

自主事業の一環で軽食販売を行うほかに、民間事業者に物販スペースを貸出すことは可能か　とのただしがあり、現在、物販スペースの貸出しについて協議はしていないが、今後当該法人と経費削減や利便性の点も踏まえ協議していく　との答弁がありました。

議案第 24 号は、橋本市産業文化会館及び橋本市温水プールの指定管理者

として、引き続き公益財団法人橋本市文化スポーツ振興公社を令和３年４月１日から６年３月３１日までの３年間、引き続き指定するものである。

委員から、当該法人が指定管理者として最もふさわしい理由について
ただしがあり、産業文化会館については、様々な自主事業により地域に根
差した運営を行い、また温水プールについては、資格を有している職員が
水泳指導や無料講座を開催していることから適当であるとするとの答
弁がありました。